

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684</a>

施設庁・開発庁了解事項①

知事

中

(文書処理上の記事)	文書番号	第	号	存	書
	受付	昭和	年	月	日
	起案	昭和	年	月	日
	決裁 (供覧)	昭和	年	月	日
	施行	昭和	年	月	日

内閣府副官長  
 内閣府議室長  
 了  
 内閣府議室次官

防衛事務次官  
 防衛施設局長  
 次長  
 総務局長  
 総務部次官

神尾南次郎  
 藤田 隆  
 高橋 武夫  
 岡崎 謙吉  
 藤田 隆  
 高橋 武夫  
 岡崎 謙吉

起案者  
 係  
 番

(件名)  
 神尾氏に対する請求権問題等の  
 了解事項について  
 上記の件について防衛施設  
 局長より神尾南次郎氏へ別紙

総 理 府

協議は 防衛施設局長 による連絡調整

上記の了解事項を取纏める  
 ための 昭和48年8月6日付の  
 二紙を添付して同封

## 了解事項

一、いめゆる沖繩における対米請求権問題については、当面、防衛施設庁が中心となり、沖繩庁との協力の下に、早急に調査を行い、実情の把握に努める。

二、右の調査結果に基づき、事業の処理については、防衛施設庁および沖繩庁、他関係省庁協議の

上、処理するにとし、その協議が整わないうちは、内閣審議室において調整を行う。

三、いめゆる対米請求権問題に關する現地における住民からの相談、要望の受付は、防衛施設局が当るにとし、沖繩庁、沖繩総合事務局もその意にとり、協力するものとする。

その他、現地における住民等  
らの苦情の受付については、原則  
として沖縄開発庁沖縄総合  
事務局が当るものとする。

総  
理  
府